

令和 4 年 第 2 回  
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 4 年 3 月 3 日 (開会)

令和 4 年 3 月 15 日 (閉会)

15時16分 再開

○議長（伊藤敏夫） 再開します。

○議長（伊藤敏夫） 次に、5番 萩野芳紀君の発言を許します。はい、萩野芳紀君。  
（5番 萩野芳紀議員 一般質問席登壇）

○5番（萩野芳紀） 私で4番目、最後になってしまいました。

それでは1つ目の質問で、旧木工組合の建物について、お話をさせていただきます。福館地域にある、旧木工組合の建物が、この冬の雪で潰れました。国道285号から見えるので、当局でも把握しているものと認識しております。

昨年の6月定例会においても、村の美観を損ねるので、何らかの対策が必要と一般質問しましたが、今回はそれとはちょっと、事情が違います。

建ち残っている部分に、春風が吹き始めると小阿仁川方向から壁に向かって吹いた風によって、国道側に倒壊する危険があります。一刻も早く撤去する必要があると考えます。私も見た当時、17～8年、あの状態だったので、もう20年以上、おれのものである、私じゃないという形で、放置された状態です。これについて、どのような対策、これを考えているのか、村長にお聞きします。

○議長（伊藤敏夫） はい、小林村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 当該物件につきましては、私有地に存在しておりまして、権利者が対応すべき案件というふうに考えております。

しかし、土地につきましては、所有者が確認できますけれども、建物については、所有者が不明の状況となっております。

村の対応としましては、道路管理者である北秋田地域振興局へ現状を報告し、国道への影響については、その対処をお願いするものであります。

また、周辺的生活環境対応は、隣接する会社へ注意を促し、状況に変化があった時の連絡をお願いをしております。

なお、地権者にも状況を周知するとともに、情報を共有して今後の対応について、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（伊藤敏夫） はい、萩野芳紀君。

○5番（萩野芳紀） 回答が前回と同じように、所有者や権利者に管理責任があると。その時の回答では、解体補助金制度を伝えながら、指導・助言していくという回答でした。そして、村内の訪れる方が、安心・安全で来てよかったと思えるように、引き続き、環境整備に努めるとの回答もありました。ところがその、環境整備は全くなっていない状態です。

その後、解体助言や方向性の話し合いや相談とかは、あったものなのか。その辺のことも聞きたいんですけれども。あと、環境整備は進んでいるか。その周辺を通ると、と

ても当時の回答が進んでいるとは、私は思えません。

木工組合について私、いろいろ聞いてきましたけれども、最初、7人で始めたそうです。7人で始めたところ、一番上の責任者の方が、私は抜けたと。その後、高齢者の方が多い関係で、体を壊して、最後には4人になったそうです。4人になって、一番最後に1人だけ残ったそうです。その後、火事があって、その残った方もその場から去ったと。そういう話をいろいろ聞いてまわったら、教えていただきました。私もこのぐらいの話を聞けるんで、役場の方々も、少し回って話を聞けば、なんらかできるような手掛かりが、できるんじゃないかなあと思うんですよ。例えば、村では弁護士に高いお金を払って、顧問弁護士なんかもお願いしていますので、そういう方にも相談してですね、どうしたらこれをできるものかを、そういうところまで考えてもらいたいと思います。今、国道を走っている車が非常に多いです。トラックとか、大きい車がいっぱい走ってきます。当然、風も。トラックも。大型の2連つけたトレーラーのような大きな車が通ったら、風もきます。今は冬なんで、北風で、国道側から川に向かって吹いています。ところが間もなく、春風になります。春風になると、今度は川の方から国道側に風が吹いてくるんです。そうすると、仮に強風があったとすると、トタン板が飛んで、走っている車にあたるんじゃないかという懸念が予想されますので、その辺のことも考えながら、私のものではないとみんな、誰も関知しないんです。その辺のところ、少し村の村長でありますので、弁護士に相談するとか、いろいろなことを考えながら、今後の展開を何とかしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。そこ、何かありましたら。例えば弁護士に相談してもいいですし、何か動かなかったら、始まらないので。

**○議長（伊藤敏夫）** はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

**○村長（小林悦次）** 法的には、先ほどお話したとおりで、権利者がやる物件で、あと、第3者が対応するようなことにはならないというふうなことになります。土地ははっきりしています。建物は当初は組合であったんですけども、解散して、誰のものか、権利も特定できないような状況になっています。ですから、土地所有者が次に、権利があるというふうに思っております。ですから、今の状況からいくと、特定空家の検討もあるんですけども、特定空家の条件というのは、周辺に危険を及ぼすような状況を特定していなければいけないというふうなことになります。その次に、先ほど議員からも言われた、空家解体事業補助金の対応というふうなことで、地権者にそれで活用していただくという方法もあるんですけども、現段階では要綱が改正になっていて、この物件には今の段階では該当しないというふうな状況ですので、自ら解体・撤去して更地にして、宅地として利用価値を高めていくというふうなことが一番、考えられることとなります。

村として、そこにお金をつぎ込んでですね、やるべきものなのかについてはですね、もう少し、検討しないといけないと思います。

いわれる、きれいにするのが村で、その費用を誰に請求すればいいのかが、現段階では特定できないというふうな状況になっています。

現状は以上であります。

**○議長（伊藤敏夫）** はい、萩野芳紀君。

**○5番（萩野芳紀）** それは、わかりました。

最後に、土地の所有者、もしくは権利者というのは、私が貸したんだから、更地にして返してくれと。こういうのが、貸した人の言い分なんです。なので、これに関しては代執行とかですね。そういうことも考えながら、弁護士さんに聞いてみて、そういう方向性がないものなのか。本当にあそこ、危険なんです。なので、何とかしてもらいたいと思います。あのままでは全く、そのうち風化してなくなるまであのままになっていると思いますので、是非とも、そこを、お願いします。

1番目の質問は、回答ありません。

**○議長（伊藤敏夫）** はい、萩野芳紀君。

**○5番（萩野芳紀）** 次は、除排雪の対策についてです。

今シーズンの降雪は例年に比べて多く、我が村でも大きな影響がありました。村道除排雪の出動後、明け方に降った雪が積もり、通勤などで出かける村民を苦しめました。

屋根の雪下ろしが必要でも、頼める人がいないなどという声も聞こえています。雪下ろしにおける事故も数件発生したり、依頼できる業者数の減少など、来年度以降に大きな課題となったのではないのでしょうか。

我が村は、集落の位置が南北に約10kmと長く、積雪の多い地域と少ない地域にあり、どうしたら質のよい効果的な除雪ができるのかを検討する必要があると思います。除雪に時間がかかりすぎるとか、除雪オペレーターの技術向上、明け方の降雪に対する出動基準など、まだ、今シーズンは終わっていませんが、来年度以降に向けて、更なる検討と改善について、どのように考えているのか、村長の考えをお聞きします。

**○議長（伊藤敏夫）** はい、小林村長。

（小林悦次村長 登壇）

**○村長（小林悦次）** 除排雪対策についてであります。

今シーズンは、村道107路線42.5kmと林道・村営住宅地内等47か所8.4km、歩道5路線11.6km、公共施設内駐車場等23か所を、村直営と業者委託により実施しております。

除雪の一斉出動は、午後11時現在の積雪量が10cm以上を基本とし、午前0時から始め、できるだけ午前8時までに作業を終了することとしてお願いをしています。

受け持ちの路線や積雪量等によっては、この時間で終わらない場合もありますけれども、逆に早い時間で終わることもあります。

令和4年2月25日現在の一斉の出動は23回で、昨シーズンより8回、過去5か年の平均より7回多くなっております。

明け方にまとまった降雪があった場合、一斉出動で深夜に作業した箇所新たに雪が

積もる状況となります。

また、日中にまとまった降雪があった場合、早い時間に積雪が10cm以上となります。

これらの状況に一斉出動で対応する基準はありませんが、車の通行が困難なほどの積雪や、雨や気温の上昇で道路状況が悪化した場合などは、バス路線を中心に、個別の対応として日中の除雪を行うことがあります。

一斉出動を深夜の時間帯に行う理由は、人や車の活動がほとんどない時間帯であり、事故につながる確率が低く、安全で効率的な作業ができるところにあります。

冬期間の交通の安全確保の観点からは、できる限りきめ細かな対応をすることが望ましいわけでありますけれども、いずれも限られた数の機械、人材での対応であり、日中の道路除雪につきましては、あくまでも臨時的な対応とさせていただきたいと考えております。

除雪業務につきましては、できる限り道路に雪を残さないよう依頼をし、状況によっては作業のやり直しをしていただくこととしております。

オペレーターの経験値や、機械の大きさによって作業結果に差が出ることもあるのも事実であります。

村としましては、引き続き、丁寧な作業をしていただくようお願いをしまいたいというふうに考えております

以上であります。

**○議長（伊藤敏夫）** はい、萩野芳紀君。

**○5番（萩野芳紀）** 今言ったことをもう一度、確認させていただきたいんですけども、来年の参考。今日は雪が降っていますけれども。これからは、そんなに積もるとは思えないんですけども。来年の参考として、このような考えをちょっと持ってほしいと、いろいろ考えました、私。どうしたらうまくできるのかと。例えば、先ほども言ったように、夜11時に10cmの積雪があったと仮定します。出動は5時です。ところが10cmの積雪はリセットされないんです。これをリセットするのは、聞いたところ朝の8時にリセットするそうです、計っている位置で。ですから、朝5時くらいになったら、10cm積もって出動した後にも、積もっていく可能性があるんです。これを今度は除雪していくと、5cmくらい残るんですよ。すると次の日、10cmまでに若干、6cmか7cmくらい残る。で、これは集落の中の積雪がかなり厚くなってしまう。

先日、2月18日です。私どもの集落の方に除雪がきました。雪が解けて、ノルディックスキーでいえば、クラシック状態。2本の線がわだちとなって走っている状態で、対向車が来ても動けない状態で、その時、ブルトナーが来て寄せてくれましたけれども、5cmくらいしか削っていかなかったんですね。その場合は夜、気温が下がるときに平に残っています。ところがそれが、次の日になると、また5cm残ったところに、クラシック状態、わだちができるという繰り返し。昨日来た時に、どのくらいやったんだという。うちの近くに熟練の方がいるので聞いたら、「見てみなさい。雪捨て場に運ばれた雪が全然ない。」と。新雪ではないので、当然、茶色っぽい雪で、「昨日きた雪はあ

れだよ。」と言っていました。その辺の指導を、来年はもうちょっとやっていただきたいとこのように思いますので。今年には特に雪が多くて、先ほどテレビの話もしましたけれども、堂川組合のテレビのアンテナも折れて、テレビが全然、映らなくなったとか、いろいろ事故も数件、発生しました。屋根から落っこちた方も、何人もいると思います。私の知っている人も落っこっていますので。その辺のことを考えながら、来年の除雪にはしっかりと対策を。建設課の課長含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

回答はいりません。

**○議長（伊藤敏夫）** はい、萩野芳紀君。

**○5番（萩野芳紀）** それでは最後になっちゃいましたけど、「もしもしピット」の増設ということで、お話をさせていただきます。

「もしもしピット」は2000年、東北地方整備局が秋田県に整備したのが発祥の地と言われています。これは、過労運転の抑止。道路交通の円滑化。チェーンの着脱所等、東北地方に100箇所以上あり、これは全国に広がっている状態です。

現在、上小阿仁地区には一か所、県道鷹巣川井堂川線の終点にあります。国道にはありません。

そこで、旧国道跡の遊休地を使い、新たに「もしもしピット」を作ってもらえる考えはないかお聞きします。

国道285号の羽立地区、新羽立橋というらしいんですけど、ある橋付近、まっすぐ、ストレート区間は、坂になっているんですけども、自動車のスピードが非常に速く、危険であり、事故もよくある場所です。我が家の前から見えますので、追い越していく車も、常に何台も見える状態です。「もしもしピット」を設置することによって、スピードを抑制し、交通安全につながることを期待できます。また、今年のように、大雪の時には避難場所や除雪等にも利用できると思います。

こうしたことから更に数か所、村内にあればいいと思います。

国道であることから、県に願ひすることになります。村から要望する考えがあるかお聞きします。

**○村長（小林悦次）** 「もしもしピット」につきましては、設置の要件としまして、運転中の携帯電話、カーナビ使用による交通事故の防止。そして、短時間休息など、ドライバーの利便性向上。道路に関わる緊急情報等の通報機会の確保。除雪車などのノロノロ車両の一時退去場所の確保などを目的に整備されているというふうな状況であります。

県管理の国道でありますので、北秋田地域振興局等の関係機関に要望することになります。

ご提案の設置要望箇所を確認させていただいて、県のほうにご相談させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

**○議長（伊藤敏夫）** はい、萩野芳紀君。

**○5番（萩野芳紀）** 今、そのような回答をいただきましたので、是非、要望していただいて、実現できるように目指してほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（伊藤敏夫）** これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

15時42分 休憩